

荊田町財政健全化検討会議設置要綱

平成28年11月21日

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の行政運営の効率化と財政の健全化を図るため、荊田町財政健全化検討会議（以下「検討会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次の事項について、調査研究を行い、財政健全化に向けた解決方策を町長に報告する。

- (1) 財政状況及び将来の財政予測に関すること。
- (2) 行政サービスに関すること。
- (3) 公共施設に関すること。
- (4) 収入増に関すること。

(組織)

第3条 検討会議の座長及び委員（以下「委員等」という。）は、前条各号の事項に関し、知見を有する者を町長が委嘱し、別紙の委員等で構成する。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長代理は、委員の中から座長が指名し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その任務を代行する。

(任期)

第4条 委員等の任期は1年とし、再任又は延長を妨げない。

- 2 委員等に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(運営)

第5条 検討会議は、座長が召集しその進行にあたる。

- 2 座長が必要と認める場合は、委員等以外の者の出席を求めることができる。
- 3 検討会議の公開方法は、座長が委員等に諮って定める。

(委員の欠席)

第6条 検討会議を欠席する委員等は、座長が認める代理人を出席させることができる。

- 2 検討会議を欠席する委員等は、座長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月21日から施行する。

苅田町財政健全化検討会議 委員名簿

(50音順・敬称略)

	委員名	所属
座長	谷口 博文	九州大学 学術研究・産学官連携本部 教授
委員	伊庭 良知	一般社団法人国土政策研究会 理事
	後藤 和孝	福岡県 企画・地域振興部 市町村支援課長
	酒井 了	福岡県 建築都市部 都市計画課長
	橋詰 拓	株式会社福岡銀行 公務金融法人部 公務室 主任調査役
	南 博	北九州市立大学 地域戦略研究所 教授